

熊本市公報

第 1508 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第 29 号）	3066
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 30 号）	3067
○熊本市税条例等の一部を改正する条例（第 31 号）	3068
○熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例（第 32 号）	3077
○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例（第 33 号）	3079
○熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 34 号）	3080

規 則

○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第 37 号）	3081
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 38 号）	3082
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第 39 号）	3084
○地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（第 40 号）	3085

訓 令

○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（第 7 号）	3086
-------------------------------	------

告 示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定に係る告示（第 441 号）	3089
--	------

議 会 局

○熊本市議会議規則の一部を改正する規則（議会議規則第 1 号）	3094
---------------------------------	------

消 防 局

○熊本市火災予防条例第 4 2 条の 3 の規定に基づく告示（東消防署告示第 1 号）	3095
---	------

条 例

条 例 第 29 号

令和 8 年 6 月 29 日

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第49号)第5条
- (2) 熊本市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第51号)第5条
- (3) 熊本市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第54号)第6条

(熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

条 例 第 30 号

令和 8 年 6 月 29 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表に次のように加える。

98	新庁舎整備事業検証委員会	新庁舎整備事業に関する費用の妥当性、本市の財政への影響等について検証を行い、必要な事項を審議する。
----	--------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 31 号

令和 8 年 6 月 29 日

熊本市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第 1 条 熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 3 項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。））」を加える。

第 27 条の 5 の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 28 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 28 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 18 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 35 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 18 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 28 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 4 1 条の 3 中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 2 0 万円」を削り、「1 5 0 万円」を「1 8 0 万円」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に、「同条第 1 項」を「同項」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に、「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に、「において、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 1 8 条の 4 第 1 項」を「、附則第 1 8 条の 2 の 3 第 1 項又は附則第 1 8 条の 4 第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 1 0 条の 2 中第 1 8 項を第 2 0 項とし、第 1 7 項を第 1 9 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同項を同条第 1 8 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 7 項とし、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項」を「附則第 1 5 条第 2 7 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 1 項から第 1 3 項までを削り、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改

め、同項を同条第12項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第10項とし、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項の次に次の5項を加える。

- 3 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第10条の4を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 18 条の 2 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 18 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 18 条の 2 の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 27 条の 2 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 27 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 4 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 27 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 27 条の 5 から第 27 条の 6 まで、第 27 条の 6 の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 27 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段、第 27 条の 6、第 27 条の 6 の 2 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 27 条の 5 の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 27 条の 7 の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 2 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条の 4 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 18 条の 4 の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 18 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 21 条中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、

第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項」に改める。

(熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中熊本市税条例第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 8 条の 3 の 2 及び第 2 8 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定（「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める部分に限る。）及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中熊本市税条例第 4 1 条の 3 の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 1 条中熊本市税条例第 2 7 条の 5 の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 1 7 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日
- (4) 第 1 条中熊本市税条例附則第 7 条の 4 の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 1 8 条の 2 の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）附則第 1 条第 1 7 号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第 2 8 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支

払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の熊本市税条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、

同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 18 条の 2 の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 41 条の 3 の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

条 例 第 3 2 号

令和 8 年 6 月 2 9 日

熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例

(熊本市老人福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 熊本市老人福祉センター条例（昭和 4 8 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（熊本市老人福祉センター条例及び熊本市東部地区老人福祉センター条例の廃止）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(指定管理者の指定のの特例)

3 第 1 1 条第 2 項の規定にかかわらず、熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 3 2 号）の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間において、センター（熊本市西里老人福祉センターを除く。）の指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。

4 前項の規定による指定の期間は、1 年を超えることができない。

(熊本市在宅福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 熊本市在宅福祉センター条例（平成 4 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(指定管理者の指定のの特例)

- 2 第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、熊本市老人福祉センター条例及び熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 3 2 号）の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間において、熊本市東部在宅福祉センターの指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。
- 3 前項の規定による指定の期間は、1 年を超えることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 33 号

令和 8 年 6 月 29 日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、その者が同項各号のいずれかの場合に該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 3 4 号

令和 8 年 6 月 2 9 日

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「から第 6 条まで」を削り、「第 3 7 条、第 4 2 条及び」を「第 4 2 条第 2 項から第 7 項まで及び第 1 1 項並びに」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、府令第 4 2 条第 1 項ただし書及び第 9 項ただし書中「離島」とあるのは、「山間のへき地」と読み替えるものとする。

第 4 条中「（以下「特定地域型保育事業所」という。）」を削る。

第 5 条及び第 6 条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規 則 第 37 号

令和 8 年 6 月 22 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 62 年規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「177,950 円」を「186,050 円」に、「85,490 円」を「90,790 円」に、「88,980 円」を「92,980 円」に、「42,700 円」を「45,400 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 4 常時介護を要する状態の部 1 の項及び随時介護を要する状態の部 1 の項の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第 4 常時介護を要する状態の部 2 の項及び随時介護を要する状態の部 2 の項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規 則 第 38 号

令和 8 年 6 月 22 日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 44 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 6 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 6 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満

であるものに限る。) の支払は、新規則第 6 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

規 則 第 39 号

令和 8 年 6 月 29 日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成 12 年規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 5 前各項の規定にかかわらず、保険料の減免を受けようとする者が条例第 13 条第 2 項ただし書の規定により減免に係る申請書を提出しない場合における当該減免の適用期間は、市長が別に定める。

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による保険料の減免に係る通知は、当該減免を受けようとする者が条例第 13 条第 2 項ただし書の規定により減免に係る申請書を提出しない場合には、省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 40 号

令和 8 年 7 月 10 日

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部改正)

第 1 条 熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則（昭和 49 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 1 項中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同表備考第 3 項第 2 号中「民法」の次に「(明治 29 年法律第 89 号)」を加え、同表備考第 4 項第 1 号ただし書中「真に」を「、真に」に改める。

(熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

- (1) 熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則（平成 8 年規則第 6 号）別表備考第 10 項
- (2) 熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成 22 年規則第 75 号）別表第 1 備考第 2 項
- (3) 熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則（令和 4 年規則第 16 号）別表備考第 1 項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

訓 令 第 7 号

令和 8 年 7 月 2 日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和３０年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表(2)専用公印の表中

印影印刷 専用市長 印（個人 番号カー ド用）	を	に、	印影印刷 専用市長 印（個人 番号カー ド、特定 在留カー ド及び特 定特別永 住者証明 書用）
-------------------------------------	---	----	---

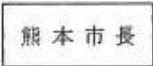
「

個人番号 カード専 用市長印		楷書	縦 4 横 10	19	個人番号カ ードの記載 事項の変更 内容の証	戸籍住民課長 (1) 各区役所区民 課長(各 2) 各区役所の出 張所の長(各 1)
----------------------	---	----	----------	----	---------------------------------	--

」

を

「

個人番号 カード、 特定在留 カード及 び特定特 別永住者 証明書専 用市長印		楷書	縦 4 横 10	19	個人番号カ ードの記載 事項並びに 特定在留カ ード及び特 定特別永住 者証明書の 記 載 事 項 (個人番号 カードとし ての機能に 係るものに 限る。) の 変更内容の 証	戸籍住民課長 (1) 各区役所区民 課長(各 2) 各区役所の出 張所の長(各 1)
--	---	----	----------	----	--	--

」

に改め、同表在留カード及び特別永住者証明書専用区長印の項中

「 在留カード 及び特別永 住者証明書 の記載事項 の変更内容 の証 」	「 在留カード 及び特別永 住者証明書 の記載事項 (特定在留 カード及び 特定特別永 住者証明書 にあって は、個人番 号カードと しての機能 に係るもの を除く。) の変更内容 の証 」	を に改める。
---	--	--------------------

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

告 示

告 示 第 4 4 1 号

令 和 8 年 7 月 3 日

土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定するので、法第 6 条第 2 項及び第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

- 1 法第 6 条第 1 項の規定に基づく、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）

- （1）要措置区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市中央区大江本町 3 番 1 7 の一部

※詳細は別図 1 のとおり

- （2）当該区域において基準に適合していない特定有害物質の種類

土壌汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「施行規則」という。）第 3 1 条第 1 項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）に適合していない特定有害物質の種類

「水銀及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」

- （3）当該区域において講ずべき指示措置

「地下水の水質の測定」

- 2 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づく、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）

- （1）形質変更時要届出区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市中央区大江本町 3 番 1 7 の一部

※詳細は別図 2 及び 3 のとおり

(2) 当該区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

「鉛及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」

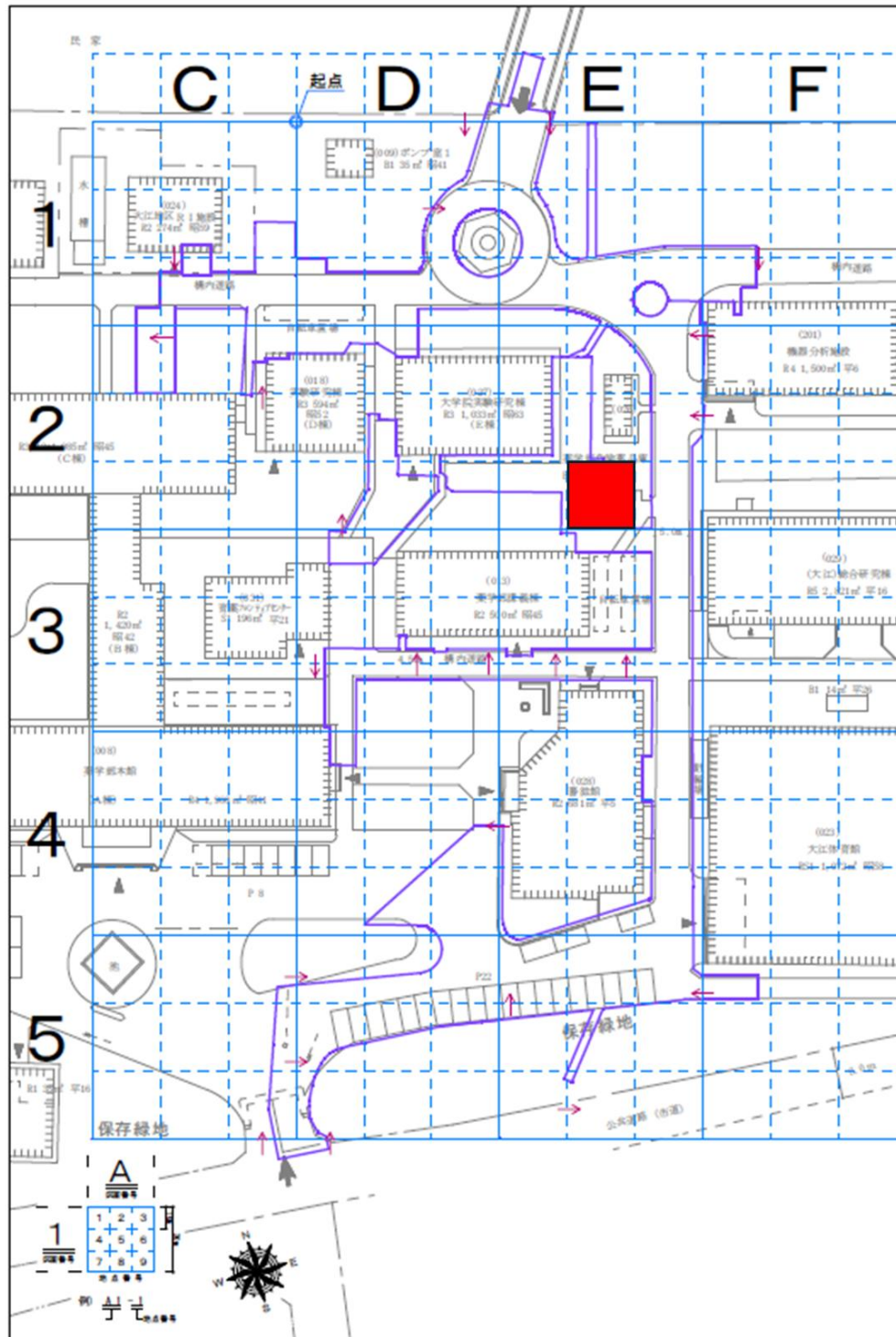
(3) その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、施行規則第 5 8 条第 5 項第 1 0 号（自然由来特例区域）に該当する。

【別図 1】

特定有害物質によって汚染されている区域として指定する土地

所在地（地番）：熊本市中央区大江本町 3 番 17 の一部



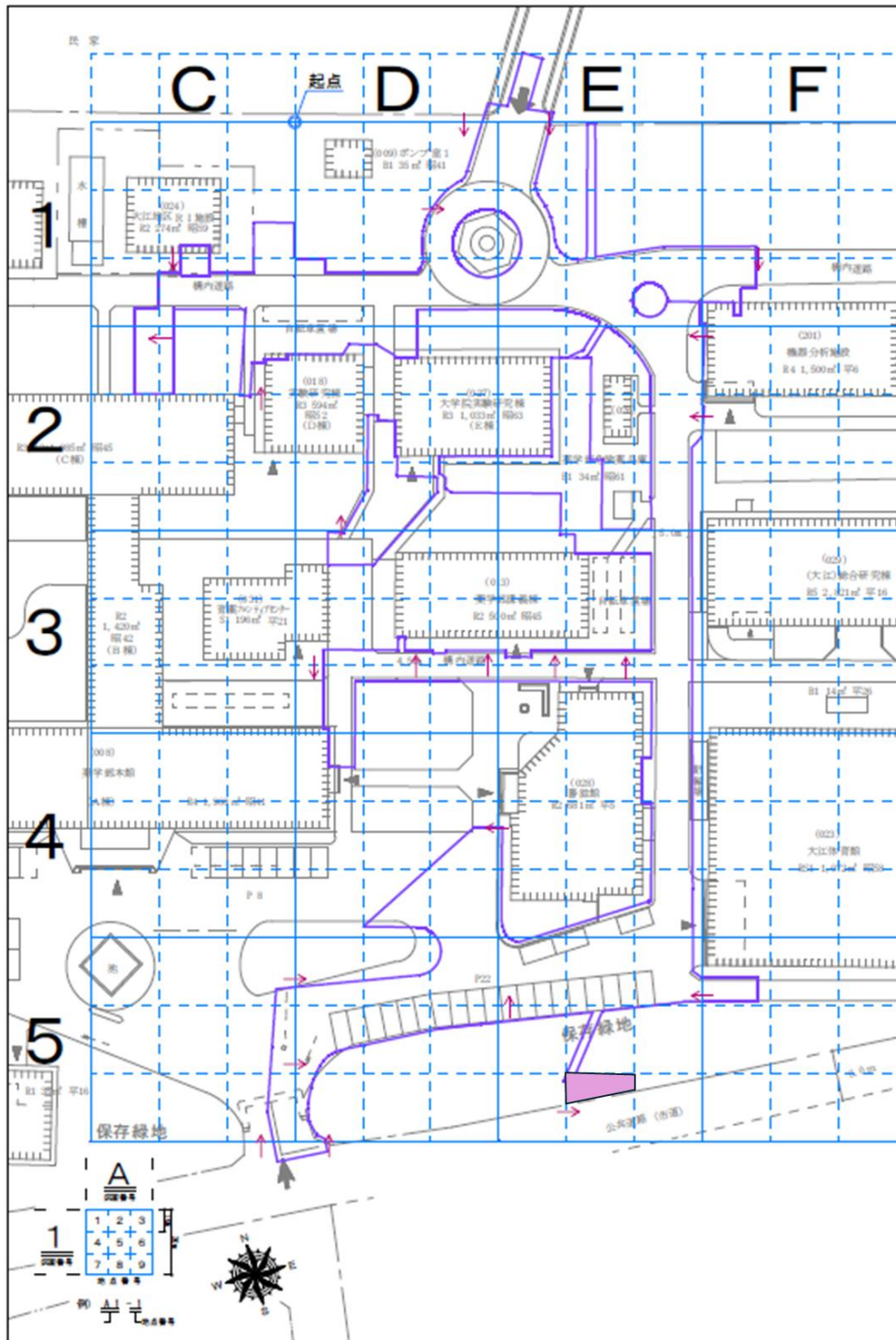
要措置区域

■：水銀及びその化合物（溶出量）、鉛及びその化合物（溶出量） 面積：100m²

【別図 2】

特定有害物質によって汚染されている区域として指定する土地

所在地（地番）：熊本市中央区大江本町 3 番 17 の一部



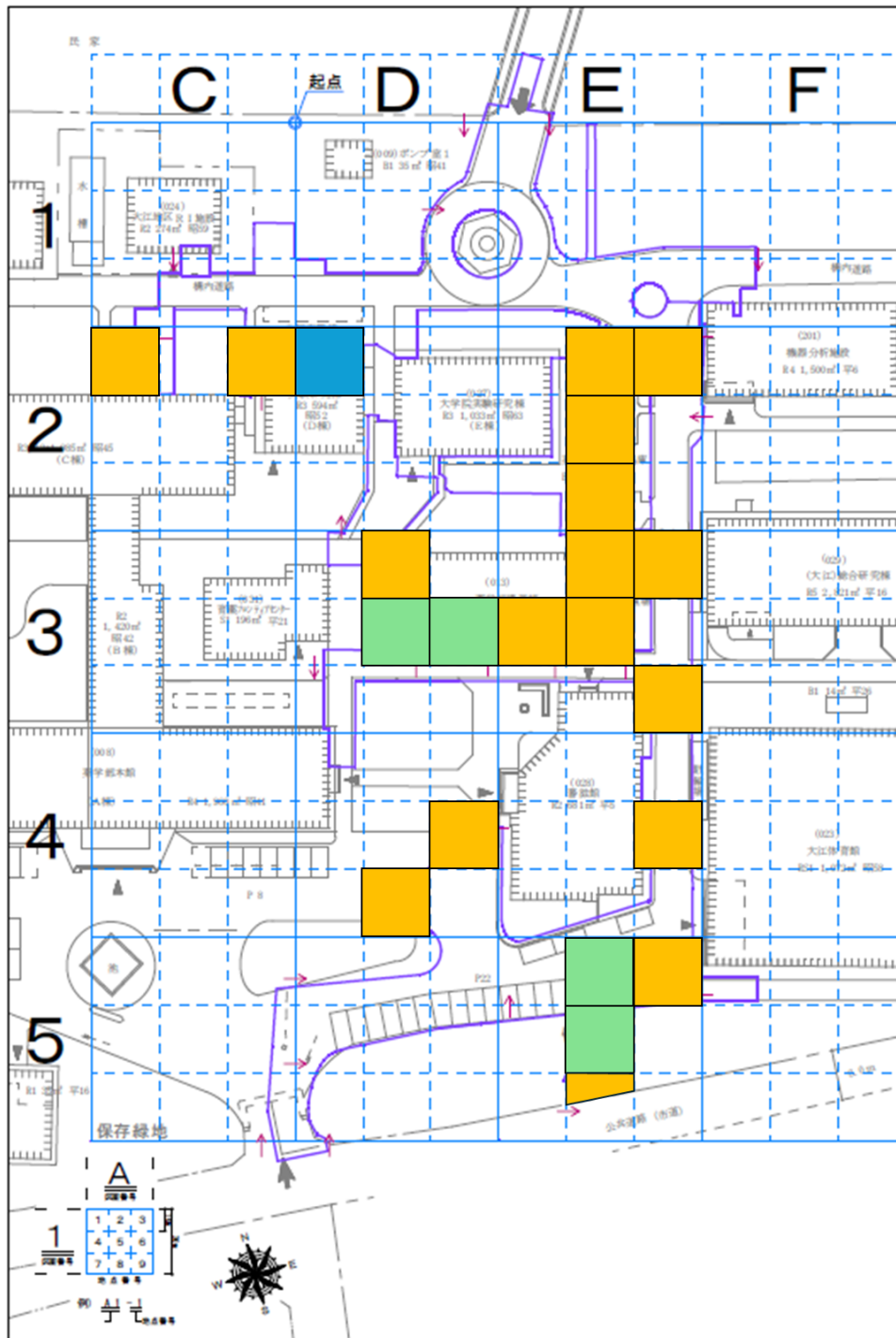
形質変更時要届出区域

■:鉛及びその化合物（溶出量） 面積：38.1m²

【別図 3】

特定有害物質によって汚染されている区域として指定する土地

所在地（地番）：熊本市中央区大江本町 3 番 17 の一部



形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）

- :鉛及びその化合物（溶出量） 面積：400m²
- :ふっ素及びその化合物（溶出量） 面積：1,638.1m²
- :鉛及びその化合物（溶出量）、ふっ素及びその化合物（溶出量） 面積：100m²

議 会 局

議 会 規 則 第 1 号

令和 8 年 6 月 2 9 日

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長 田中 誠一

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則(平成 25 年議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議員定数等の あり方検討会	議員定数及び各選挙区選出 議員数のあり方に関し協議 又は調整を行うため	議長が選任する 議員	会長（会長が選任され るまでの間は、議長）
------------------	---	---------------	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局

東消防署告示第 1 号

令和 8 年 7 月 1 5 日

熊本市火災予防条例(昭和 3 7 年条例第 1 1 号)第 4 2 条の 3 第 1 項の規定により、
次の催しを指定催しとして指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

熊本市東消防署長 上村 和裕

催しの名称	再春館製薬所 T K U 江津湖花火大会 2 0 2 6
催しの開催場所	下江津湖周辺
催しの開催期間	令和 8 年 8 月 2 9 日 (土) 令和 8 年 8 月 3 0 日 (日) (順延日)